

四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月5日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第36号

四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年四日市市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成事業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円51銭</u>（以下「単価の限度額」という。）を超える場合においては、当該単価の限度額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成事業者か</p>	<p>(ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成事業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円30銭</u>（以下「単価の限度額」という。）を超える場合においては、当該単価の限度額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成事業者か</p>

らの請求に基づき、当該ビラ作成事業者に対し支払う。

らの請求に基づき、当該ビラ作成事業者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される四日市市長の選挙から適用する。

(選挙管理委員会事務局)